

陳 情 書

美浜原発3号、高浜原発1・2号の再稼働同意のための議論を 2月県議会で行わないことを求める陳情書

知事は2月12日の関電等との面談で、「再稼働議論の前提はクリアされた」と表明し、40年超えの美浜3号と高浜1・2号の再稼働同意について、2月16日から始まる県議会に議論を要請すると表明しました。

知事はその根拠として、関電が使用済燃料の搬出先として、むつ市の中間貯蔵施設を共同利用する案を示し、さらに2023年末までに候補地を最終的に確定する意思を表明したことを挙げています。

しかし、関電が示した「2023年末までに、むつ中間貯蔵共用」は、なんら根拠のない関電や国の一方的な希望的予測にすぎません。事実、むつ市は2月13日に発表した見解において、「搬出先の候補地になることも、共用化が選択肢の一つとなるようなことも、あり得ない」、「関電が当市に共用化案を提示した事実はなく、議論を開始している事実もない」と表明しています。それゆえ、40年超え老朽原発3炉の再稼働を認める前提条件は成り立っていません。

むつ市が結んでいる「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書」（安全協定）には、関電も電事連も入っていません。それにも関わらず、関電がそこを中間貯蔵先として指定することは、むつ市民を冒とくするものではないでしょうか。50年後にむつ中間貯蔵施設からの搬出先がない状況に大きな不安を抱いているむつ市民の思いを踏みにじり、勝手に関電原発の使用済燃料の中間貯蔵先として指定することが許されるのでしょうか。処理の目途も立たない使用済燃料という核のゴミをこれ以上増やさない方向に転換すべきです。

さらに、昨年12月4日の大阪地裁判決は、大飯原発3・4号の地震動評価が過小だとして、設置変更許可の取り消しを国に命じました。地震動の過小評価は、美浜3号、高浜1・2号でも同様です。老朽原発3炉も耐震安全性のやり直しが必要です。

また、原発事故時の避難計画は実効性がなく、住民の安全を守ることはできません。

知事は12月2日の県議会で、「使用済み燃料中間貯蔵施設の計画地点提示は、新しい課題の議論を行う前提。全ての条件に先んじる」と述べています。知事自らが指定した老朽原発の再稼働同意の前提条件が成り立っていないことは明らかです。それゆえ、今県議会でも再稼働同意について議論しないよう陳情します。

2021年2月15日

福井県議会議長 畑 孝幸 様

(提出者) 避難計画を案ずる関西連絡会
大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階(美浜の会気付)